## 地域医療介護総合確保基金 介護人材確保対策事業メニュー表

| 大項目         | No | 小項目                                      | 事業内容(例)  |
|-------------|----|--|--|
| 基盤構築を       |    |  |  |
| 行うための<br>事業 | 1  | 介護人材確保対策連携強化事業(協議会設置等)                   | ○都道府県単位で行政や職能団体、事業者団体、経済団体、教育機関等で構成されるプラットフォーム(協議会等)を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、<br>労働環境改善等に関する取組の計画立案等を行う。   |
|             | 2  | 市区町村介護人材確保プラットホーム構築事業                    | ○市区町村単位で関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を<br>行うための協議会を設置する。  |
|             | 3  | 人材育成等に取り組む事業所<br>の認証評価制度実施事業             | ○介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度を構築・実施する。   |
| 参入促進に       |    |  |  |
| 資する事業       | 4  | 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業            | <ul><li>○介護の魅力について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、<br/>支援・コーディネートし、多様な年齢層に向け発信する。</li><li>○地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等を実施する。</li></ul>   |
|             | 5  | 若者・女性・高年齢者など多様<br>な世代を対象とした介護の職<br>場体験事業 |  |
|             | 6  | 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業                 | ○高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行う。(一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合のみ)<br>○地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が支援や助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援する。<br>○若者層、中年齢層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労的活動を推進する。 |
|             | 7  | 介護福祉士養成課程に係る介<br>護実習支援事業                 | ○介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行う。  |

| 大項目   | No | 小項目                                   | 事業内容(例)   |
|-------|----|---------------------------------------|---|
| 参入促進に |    |                                       |   |
| 資する事業 | 8  | 介護未経験者に対する研修支<br>援事業                  | ○介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修の受講等を支援する。(他制度において支援を受けている者は除く。)  |
|       | 9  | ボランティアセンターとシル<br>バー人材センター等の連携強<br>化事業 | ○ボランティアを通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた総合的な取組の推進を支援する。  |
|       | 10 | 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進             | ○高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップや小中学生等の夏休み等を<br>活用した職場体験の実施を支援する。  |
|       | 11 | 介護分野での就労未経験者の<br>就労・定着促進事業            | ○県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任<br>者研修の修了を目指す者への研修受講等を支援する。   |
|       | 12 | 多様な人材層(若者·女性·高齢者)に応じたマッチング機能強化事業      | ○県福祉人材センター等にキャリア支援専門員を配置し、求人側への訪問等による<br>求人条件の改善指導、求職者のニーズ把握による多様な条件(賃金、勤務時間、入<br>職後の昇進条件等)の提示、入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッ<br>チング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付を行う。<br>○過疎地域等の人口減少地域において、他地域からの I・U・Jターンを促すため<br>の取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施する。 |

| 大項目        | No | 小項目                                   | 事業内容(例)  |
|------------|----|---------------------------------------|--|
| 参入促進に      |    |                                       |  |
| 資する事業      | 13 | 介護に関する入門的研修、生活<br>援助従事者研修の受講等支援<br>事業 | ○介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでを一体的に支援する。<br>○元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまでを一体的に実施する。<br>○介護に関する入門的研修の受講者等に対し、身体介護以外の周辺業務(配膳、見守り等)に関する体験的職場研修(説明会や0JT 研修を含む。)、身体介護と周辺業務の整理や入門的研修の受講者等への指導等に関する相談員の派遣等を実施する。<br>○生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでを一体的に支援する。 |
|            | 14 | 将来の介護サービスを支える<br>若年世代の参入促進事業          | ○介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業を行う。   |
|            | 15 | 共生型サービスの普及促進に<br>関する事業                | <ul><li>○共生型サービスの普及に必要な施策を実施する際の経費について助成する。</li><li>(想定される取組:共生型サービスの普及にあたっての課題把握等)</li></ul>  |
| 資質の向上      |    |                                       |  |
| に資する<br>事業 | 16 | 多様な人材層に対する介護人<br>材キャリアアップ研修支援事<br>業   | <ul> <li>○中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修を行う。</li> <li>○各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援(人事考課や賃金制度を含めた職員面談等)を行う職員を育成するための研修を実施する。</li> <li>○小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行う。</li> <li>○介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講する。</li> <li>○OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修や、ケアプラン点検に主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートする。</li> </ul>                |

| 大項目   | No       | 小項目  | 事業内容(例)                                 |
|-------|----------|--|---|
| 資質の向上 | <u>-</u> |  |   |
| に資する  | 17       | 喀痰吸引等研修の実施体制強                                    | ○新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費を補助する。       |
| 事業    |          | 化事業  |   |
|       | 18       | 介護施設、介護事業所への出前                                   | ○介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集   |
|       |          | 研修の支援事業  | 合して行う研修を実施する。                           |
|       | 19       | 各種研修に係る代替要員の確                                    | ○介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参   |
|       |          | 保対策事業  | 加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための費用を補助する。  |
|       | 20       | 潜在介護福祉士の再就業促進                                    | ○潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のた   |
|       |          | 事業   | めの研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援する。   |
|       | 21       | 離職した介護人材のニーズ把                                    | ○地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、  |
|       |          | 握のための実態調査事業                                      | 離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査を行う。             |
|       | 22       | 認知症ケアに携わる人材の育                                    | ○介護サービス事業所の管理者等を対象に、認知症ケアに必要な知識や技術などの   |
|       |          | 成のための研修事業等                                       | 研修を行い、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。         |
|       |          |  | ○チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成する。    |
|       | 23       | 地域における認知症施策の底                                    |   |
|       |          | 上げ充実のための重点支援事                                    | 議決定)に関連する認知症施策について、地域における施策の実施状況等を踏まえ   |
|       |          | 業  | たうえで、計画的に取組の充実や質の向上を図るために必要な経費に対し助成する。  |
|       | 24       | 地域包括ケアシステム構築・推                                   |   |
|       |          | 進に資する人材育成・資質向上                                   | 行う人材(生活支援コーディネーター)育成等のほかそれを全体で調整する地域包   |
|       |          | 事業   | 括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材(医師、歯科医師、   |
|       |          | Mag I I landle at I land S. Laville              | 薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等)の資質向上を支援する。 |
|       | 25       | 権利擁護人材育成事業                                       | ○介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用   |
|       |          |  | に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に   |
|       |          |  | 確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。             |
|       |          |  | ○都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するた   |
|       | 0.0      | <b>人 # フ                                    </b> | めの研修を実施する。                              |
|       | 26       | 介護予防の推進に資する専門                                    |   |
|       |          | 職種の指導者育成事業                                       | 関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進   |
|       |          |  | に資する指導者を育成する。                           |

| 大項目                 | No | 小項目                          | 事業内容(例)   |
|---------------------|----|------------------------------|---|
| 資質の向上               |    |                              |   |
| に資する<br>事業<br>      | 27 | 介護施設等における防災リー<br>ダー養成等支援事業   | ○介護施設等における防災リーダー(介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない)の養成等を目的として、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。   |
| 労働環境・               |    |                              |   |
| 処遇の改善<br>に資する<br>事業 | 28 | 介護職員長期定着支援事業                 | <ul> <li>○介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなどして介護職員の離職を防止する。</li> <li>○介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じる。</li> <li>○若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進する。</li> </ul> |
|                     | 29 | 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業 | <ul><li>○介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、<br/>早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図る。</li></ul>   |

| プ働環境・   230   管理者等に対する雇用管理改善   | 大項目           | No 小項目  | 事業内容(例)  |
|--|---------------|---|--|
| <ul> <li>正資する事業</li> <li>善方策普及・促進事業</li> <li>護休業制度等)の理解促進、女性が働き続けることのできる職場づくりの推進<br/>にて活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事業省力化等のベストプラクティスの普及など、具体的な雇用管理改善の取組み施する。</li> <li>※情報共有のためのPCやモバイル機器の購入費用については、本事業の対象でいない。</li> <li>○介護ロボットを活用した介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、<br/>護ロボットにより労働環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に分業所による導入が可能となるような先駆的な取り組みを実施する。</li> <li>○介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護的<br/>ら請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレ端末等の導入を支援する。</li> <li>○厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む事業所について、人材不足に関連した課題を解決することが急務であり、そのを後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又</li> </ul> | 労働環境・         |   |  |
| ら取組の支援を受ける。 ○都道府県等が開催する介護現場革新会議において、必要と認められる取組を ○介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や にとって働きやすい職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別 業所への助言等を行う。  31 雇用管理体制の改善に取り組 む事業者表彰事業 ○介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの 等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰する。   | 処遇の改善<br>に資する | 善方策普及・促進事業 護休業制度等)の理解促 C T活用による介護 業省力化等のベストプラ施する。 ※情報共有のためのP C てい 護中 でいずった を活用 し 護 大の で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 進、女性が働き続けることのできる職場づくりの推進、I<br>者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作<br>クティスの普及など、具体的な雇用管理改善の取組みを実<br>やモバイル機器の購入費用については、本事業の対象とし<br>た介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介<br>境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護<br>なるような先駆的な取り組みを実施する。<br>T化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録か<br>責となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット<br>生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組むの<br>定とに関連した課題を解決することが急務であり、その取組<br>地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市<br>介護現場革新会議において、必要と認められる取組を行う。<br>の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若<br>環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事<br>定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定 |

| 大項目                 | No | 小項目   | 事業内容(例)   |
|---------------------|----|---|---|
| 労働環境・               |    |   |   |
| 処遇の改善<br>に資する<br>事業 | 32 | 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援<br>事業            | ○介護施設・事業所における保育施設等の運営(複数の介護事業者による共同実施も含む)のための費用を補助する。なお、雇用保険法施行規則第 116 条の規定に基づく両立支援等助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)又は子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく仕事・子育で両立支援事業(企業主導型保育事業助成金)の支給を受けている介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度については、本事業による財政支援は受けられない。 |
|                     | 33 | 介護サービス事業者等の職員<br>に対する育児支援(ベビーシッ<br>ター派遣等)事業 | ○介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の費用を補助する。   |
|                     | 34 | 子育て支援のための代替職員<br>のマッチング事業                   | ○介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営する。   |
| 離島・中山               |    |   |   |
| 間地域等に対する事業          | 35 | 離島・中山間地域等における介<br>護人材確保支援事業                 | ○人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、地域外からの就職の促進(赴任旅費、引越等に係る費用の助成)、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、介護従事者の資質向上の推進、高齢者の移動を支援する担い手の確保を行う。   |